

平成 24 年 11 月 16 日

各位

当社および連結子会社の訴訟(控訴審)の勝訴判決について

イーサポートリンク株式会社
代表取締役社長 堀内信介

当社及び当社の連結子会社である株式会社農業支援が、株式会社AGICおよび執筆者(以下「控訴人ら」)を相手として提起しておりました名誉毀損にかかる損害賠償請求訴訟について、平成24年11月14日、東京高等裁判所より控訴審判決の言い渡しがあり、当社及び株式会社農業支援が全面勝訴いたしましたことをご報告申し上げます。

記

1. 控訴人

- (1) 茨城県つくば市松代三丁目4番3号
株式会社AGIC
代表取締役 田上隆一

- (2) 執筆者

2. 訴訟の提起から控訴審判決に至るまでの経緯

当社及び株式会社農業支援は、控訴人執筆者が執筆し、控訴人株式会社AGICがその運営するGAP普及センターの「ユーザーの会」会員に対して配信した記事が、当社及び株式会社農業支援の名誉及び信用を毀損したものであるとして、その損害賠償の支払等を求め、東京地方裁判所へ訴訟を提起し、平成24年2月、当社勝訴判決が言い渡されました。

その後、被告らが控訴したため、当社及び株式会社農業支援は、訴えの変更(請求額拡張)し、附帯控訴しておりました。

3. 判決の内容

当社及び株式会社農業支援の控訴人ら2名に対する請求について東京高等裁判所は、まず、本件記事を書いた執筆者に対して名誉毀損行為に該当することを指摘し、それが違法であるとの原判決を維持しました。更に、編集をした控訴人株式会社AGICに対してはその違法な記事を、編集者として放置、掲載したことが違法であるとの原判決も維持しました。その上で損害賠償請求及び訴えの変更(請求額拡張)を認め、仮執行宣言を付して、以下のとおり認容しました。

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 被控訴人らの附帯控訴及び当審における訴えの変更に基づき、原判決を次のとおり変更する。
 - ① 控訴人らは、被控訴人農業支援に対し、連帯して110万円及びこれに対する平成21年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- ② 控訴人らは、被控訴人イーサポートに対し、連帯して27万円及びこれに対する平成21年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - ③ 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、被控訴人農業支援と控訴人らとの関係では、これを5分し、その4を被控訴人農業支援の負担とし、その余を控訴人らの負担とし、被控訴人イーサポートと控訴人らとの関係では、これを5分し、その4を控訴人イーサポートの負担とし、その余を控訴人らの負担とする。

なお、当社及び株式会社農業支援は、当該記事のうち7箇所を名毀・信用毀損として指摘していましたが、東京高等裁判所は当該7箇所全てが違法な名譽・信用毀損であるとの原判決の判断を維持しました。

4. 今後の見通し

現在上告期間中のため本勝訴判決は確定しておりませんが、当社は今後も違法な名譽・信用毀損等に対して毅然とした態度で臨む所存です。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます

以上